

「久留米競輪場再整備運営に係るPFI等導入可能性調査業務」に係る質問及び回答

No.	質問	回答
1	<p>「久留米競輪中期運営計画（平成29年度～平成38年度）」p.27に3つの法規制の記載がありますが、「久留米競輪場再整備基本計画（案）【抜粋資料】」p.18にあるメインスタンドに関する法規制以外は、整備基本計画（案）において解消されていると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>法規制の対応については、これまで各計画策定の段階で検討を行い、対応の方針は考えておりますが、具体的な各管理者との協議は、今後の設計段階において行っていく予定です。</p>
2	<p>付帯施設における任意事業（対象敷地内でのレストラン等事業や駐車場運営、再生可能エネルギーによる売電等）をPFI事業者提案させることを検討していますか？</p>	<p>用途地域等法規制の範囲内での提案を求めることを検討しています。</p>
3	<p>現在想定しているPFI事業者が担う対象敷地は、競輪場（バンク）、駐車場、選手宿舎・管理棟、芝生観覧スペースでしょうか。サイクルファミリーパークは含まないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>PFI事業者が担う対象敷地にサイクルファミリーパークを含めるかについては、現時点で確定しておりません。今回の調査において含めるべきか検討ができればと考えています。</p>